

水道用サドル付分水栓の承認基準

大 阪 市 水 道 局
(平成23年12月22日 制定)
(平成25年 8月 1日 改正)
(平成26年 3月27日 改正)
(平成29年 3月22日 改正)
(令和 5年 5月16日 改正)

道路部における給水装置に使用する水道用サドル付分水栓についての承認基準を次のとおり定める。

(関係法規)

水道法及び関連法規を遵守していること。

(適用規格)

日本水道協会規格（JWWA B 117：2013）を適用（又は準用）する。

(水道用サドル付分水栓種別、および形状・寸法)

別紙に定めるとおり。

(承認範囲)

本承認基準は新規承認と承認拡大について適用する。

(承認時の提出書類)

水道用サドル付 分水栓承認願	承認申請する水道用サドル付分水栓の型式を「様式—1」で提出
製造事業概要	事業概要を「様式—2」で提出
承認申請図	日本水道協会規格及び付表1又は付表2に基づいた構造図及び詳細図等を提出
性能試験成績書 (表-1：取付管がダクタイル鋳鉄管 で呼び径のサドル機構が50 及び400以外の場合)	日本水道協会規格に基づいた成績書を提出
性能試験成績書 (表-1：取付管がダクタイル鋳鉄管 で呼び径のサドル機構が50 及び400の場合)	日本水道協会規格と同等以上の性能を有していることが証明できる成績書を提出

(承認審査基準)

提出書類	審査内容	審査	
		合格	不合格
製造事業概要	水道用サドル付分水栓の製造体制と供給体制が安定していること（年間・月間製造能力とサービス体制の確認）		
承認申請図	承認申請する種別ごとに、構造及び寸法等が、日本水道協会規格及び付表1又は付表2に適合していること（申請図を確認）		
性能試験成績書	承認申請する種別ごとに、日本水道協会規格に基づいた性能、もしくは、日本水道協会規格と同等以上の性能であること（成績書を確認）		

令和 年 月 日

大阪市水道局長 様

住 所
氏 名
名称及び
代表者の氏名

水 道 用 サ ド ル 付 分 水 栓 承 認 願

次の水道用サドル付分水栓について、承認していただきたく関係書類を添えて申請します。

記

1 承認申請 水道用サドル付分水栓

口 径 (mm)	型 式

2 添付書類等

- 1) 事業概要〔様式一 2〕
- 2) 承認申請図
- 3) 性能試験成績書（性能表付）

様式一 2 (A 4)

製 造 事 業 概 要

1 氏名又は名称 所在地					
2 主たる事業所 所在地					
3 資本金 (法人の場合)					
4 総従業員数		人 (うちサドル付分水栓従業員数 人)			
事業 の 概 要	(1)主たる事業名 主たる製造品名				
	(2)現在有する 事業届出	※検査工場登録通知書の有無 (有・無)			
	(3)最近1年間の 製造実績高	製品名		製品名	
		数 量		数 量	
		金 額		金 額	
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					
6 承認申請水道用サドル付 分水栓の月間製造能力	口径(mm)	型 式	製造個数		

(1) 水道用サドル付分水栓の種別

今回承認する水道用サドル付分水栓の種類は、下表（表－1）のみを適用する。

（表－1）種類及び止水機構とサドル機構との呼び径の組合せ

取付管 ^{a)}	種 類			呼び径	
	止水構造	接続構造 ^{b)}	給水管取出ねじの種類	止水機構	サドル機構
ダクタイ ル 鋳鉄管 (DIP)	ボール	ねじ	平行おねじ	25,40,50	50 ^{c)} 、75 ^{c)} 、100、(125) d)、150、200、250、300、350、 400 ^{c)} 、e)
		フランジ	平行おねじ	25,50	50 ^{c)} 、75 ^{c)} 、100、(125) d)、150、200、250、300、350、 400 ^{c)} 、e)
	コック	ねじ	平行おねじ	25,40,50	50 ^{c)} 、75 ^{c)} 、100、(125) d)、150、200、250、300、350、 400 ^{c)} 、e)
硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	ボール	ねじ	平行おねじ	25,40	50 ^{c)} 、75
		フランジ	平行おねじ	25	50 ^{c)} 、75
	コック	ねじ	平行おねじ	25,40	50 ^{c)} 、75

注 a)取付管とは、栓を取り付ける配水管をいう。

なお、取付管の種類DIPは、ダクタイル鋳鉄管以外の鋳鉄管にも使用できる。

b)接続構造とは、止水機構とサドル機構との接続方法を示す。

c)サドル機構の呼び径75と止水機構の呼び径50との組合せ、及びサドル機構の呼び径50と止水機構の呼び径40との組合せ、及びサドル機構の呼び径400と止水機構の呼び径40、50との組合せを除く。

d)取付管の種類DIPのサドル機構の呼び径125は（ ）を付け、参考とし示す。

e)構造図は、付表1又は付表2を参考図とする。

(2) 水道用サドル付分水栓の形状・寸法

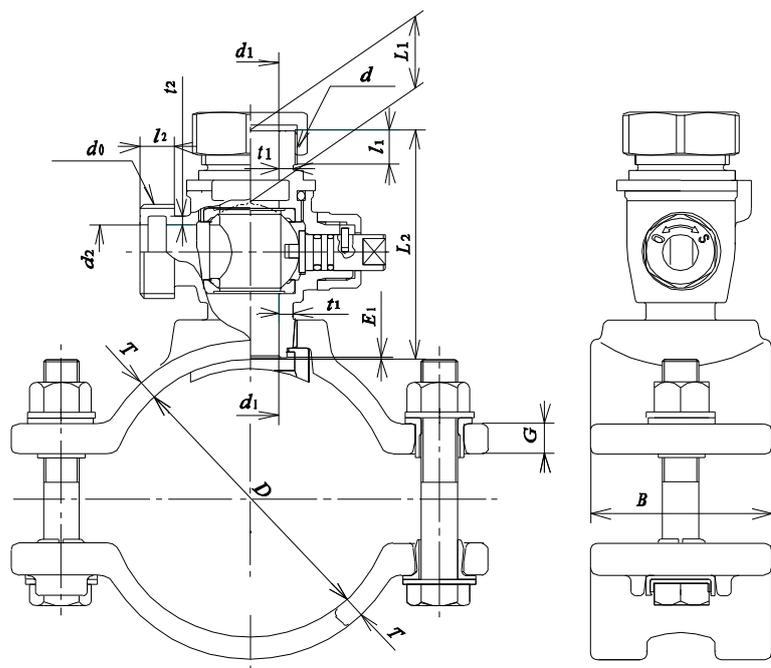
1) サドル機構の呼び径が75～350については、日本水道協会規格(JWWA B 117)表5及び表6のうち、上表(表-1)の水道用サドル付分水栓に関するものを適用する。

2) サドル機構の呼び径が50及び400における構造については、サドル付分水栓のサドル部と本管接続部が密着すること。

サドル部をバンドで固定させる場合は、ボルトナット2本以上で締め付けし、固定できるものとする。

サドル部をUボルトで固定させる場合は、Uボルト2本以上で締め付けし、固定できるものとする。

付表1 サドル付分水栓（サドル機構の呼び径400）



止水機構の寸法

（単位：mm）

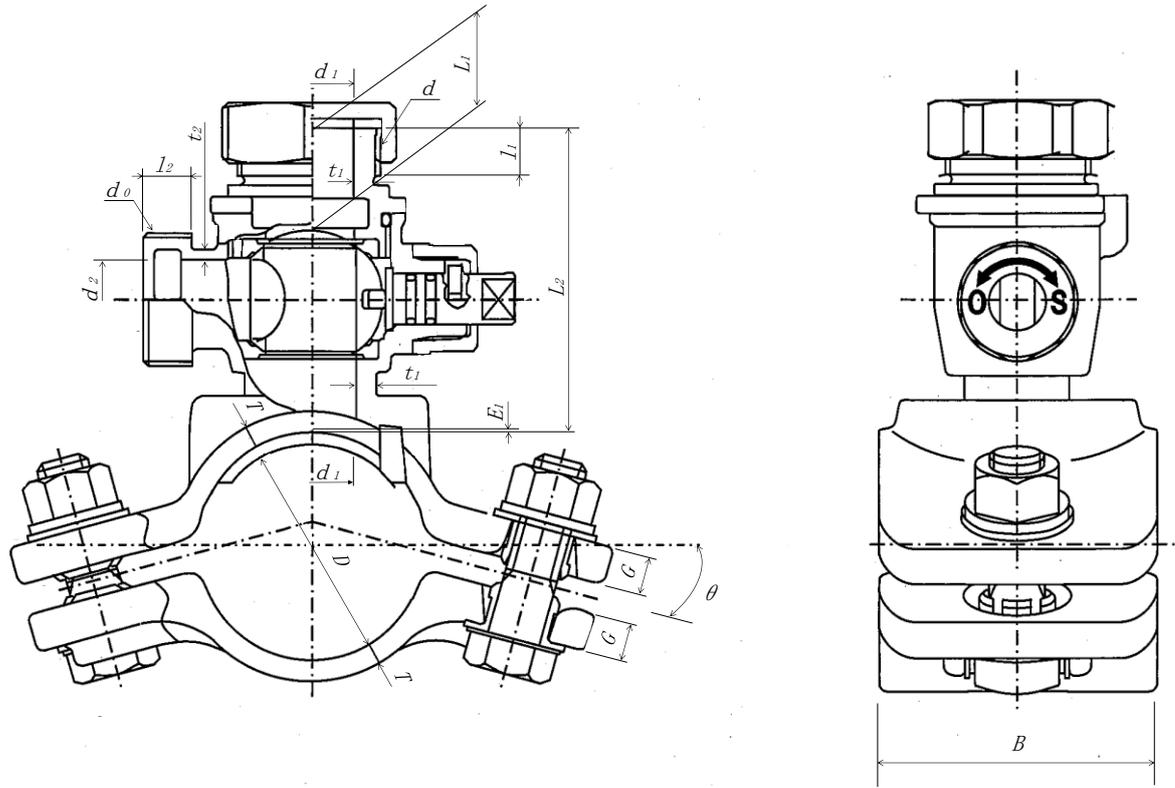
止水機構 の呼び径	d	d ₀	t ₁	t ₂	t ₁ , t ₂ の 許容差	d ₁			d ₂	l ₁	l ₂	L ₁ (最小)	L ₂ (最大)	E ₁ (最大)	きり径	
						寸法	上部寸法 許容差	下部寸法 許容差							寸法	許容差
25	G 1 1/4	G 1 1/4	6.0	3.0	+規定 せず -0.5	26	+0.3 0	+0.3 0	25	15	15	21	120	3	23.1	+0.2 0

サドル機構の寸法

（単位：mm）

取付管 の種類	サドル機構 の呼び径	D		T		B		G		ボルト (Uボルト)	
		寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	呼び	本数
DIP	400	426	+18 -規定 せず	8	+12 -規定 せず	80	+100 -規定 せず	14	+6 -規定 せず	16又 は 20	2以上

付表2 サドル付分水栓（サドル機構の呼び径50）



止水機構の寸法

(単位：mm)

止水機構 の呼び径	d	d ₀	t ₁	t ₂	t _{1,t2} の 許容差	d ₁			d ₂	l ₁	l ₂	L ₁ (最小)	L ₂ (最大)	E ₁ (最大)	きり径	
						寸法	上部寸法 許容差	下部寸法 許容差							寸法	許容差
						25	G 1 1/4	G 1 1/4							6.0	3.0

サドル機構の寸法

(単位：mm)

取付管 の種類	サドル機構 の呼び径	D			T		B		G		θ (参考)	ボルト	
		寸法	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差		呼び	本数
DIP	50	71	7	+規定 せず -2.0	80	+規定 せず -2.0	12	+2.0 -2.5	15° ※	M16	2		

※止水機構とボルト・ナットとが干渉しない形状とすること。